

岩手県食育推進計画

平成 28 年 3 月

岩 手 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2節 計画策定の背景	3
1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題	
2 今後の施策の方向性	
第3節 計画の基本目標等	6
1 計画の基本目標と基本理念	
2 計画の施策体系	
第2章 食育を推進するための県の取組内容	8
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	8
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	
第2節 食の安全安心を支える食育の推進	16
1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	
2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	21
1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進	
2 食文化や食生活の継承	
第4節 地域に根ざした食育の推進	26
1 食育推進運動の展開	
2 市町村や地域における食育の推進	
第3章 計画の推進・進捗管理	30
第1節 計画の推進体制	
第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表	
参考資料	34
1 食育に関するアンケート結果	
2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年7月に施行された食育基本法¹を踏まえ、平成18年2月に「岩手県食育推進計画（計画期間：平成18年度から平成22年度）」を策定し、岩手県食育推進ネットワーク会議²を組織し、本県の食育推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

また、平成23年3月に国が「『周知』から『実践』へ」をコンセプトに「第2次食育推進基本計画」を策定しましたが、本県でも平成23年1月に「岩手県食育推進計画（計画期間：平成23年度から平成27年度）」を策定し、本県の食育を総合的に推進してきました。

この間、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域と行政が連携した取組を進める中で、市町村における食育推進計画の策定が進み、食生活改善推進員³などボランティアの活発な活動や歯科保健活動の取組などにより、子どものむし歯有病者率の減少、食育の取組を行っている市町村の割合の増加など一定の成果ができましたが、若い世代を中心とした栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合の増加や、全国平均より高い状況にある子どもの肥満割合など、改善が必要な課題も明らかになっています。

また、ライフスタイルと環境の変化による食の多様化、本県では脳卒中死亡率全国ワースト1という現状がある等生活習慣病の増加、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロス⁴の増大、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災津波を契機とする災害発生に対応した食の安全安心の確保や高齢者等の食生活や健康支援の推進など、食に関する新たな課題が存在しています。

こうした課題に対応するため、新たに「岩手県食育推進計画」を策定し、岩手県の食育の推進に引き続き取り組むこととします。

¹ 食育基本法：国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

² 岩手県食育推進ネットワーク会議：食育に関係する機関・団体等の連携を促進し、全県的な食育を推進することを目的として平成18年に設立。平成27年4月現在46団体。構成員間の情報共有、食育推進県民運動の総合的企画、食育の普及啓発等の取組を行っている。

³ 食生活改善推進員：昭和30年以降「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティア組織の団体で、岩手県では約6,500人が活動している。

⁴ 食品ロス：食べられるのに廃棄される食品

2 計画の位置づけ

(1) 「いわて県民計画」長期ビジョン施策を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画⁵」長期ビジョンの「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現の分野における食育の施策の基本的な考え方を総合的にまとめ、かつ施策の方向をより明確なものとする実行計画です。

(2) 総合的な取組の協働指針

この計画は、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針となるものです。

(3) 国の食育推進基本計画を基本とした計画

この計画は、食育基本法第 17 条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画です。

(都道府県推進計画)

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更した時は、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(4) 岩手県食の安全安心推進条例を具体的に進めるための計画

この計画は、岩手県食の安全安心推進条例第 18 条に基づき、食育を具体的に進めるための計画です。

(食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発)

第 18 条 県は、県民が食の安全安心の確保に関する理解を深め、及び食品等の安全性等に関して適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

3 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

⁵ いわて県民計画：希望あふれる岩手を実現していくため、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間で計画期間として策定した県の総合計画

第2節 計画策定の背景

1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題

平成23年1月に策定した岩手県食育推進計画では、「全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきとくらしていくこと」を目標として、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、食の安全安心を支える食育の推進、食料供給県としての特性を生かした食育の推進及び地域に根ざした食育の推進の4つを取組の柱としてきました。

(1) 旧計画に基づく取組の成果と課題

① 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

歯科保健活動の取組により、3歳児のむし歯のない者の割合が改善傾向にあります。また、小学校、中学校、高等学校において、食に関する指導の年間計画作成と食育担当者設置の整備が促進されたほか、肥満防止の取組も着実に実施されていますが、子どもの肥満の割合は全国平均よりも高い状況が続いているほか、児童生徒の朝食欠食率は横ばい傾向にあり、改善が進んでいない状況です。

さらに、若い世代を中心に栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が高い状況です。

今後も、望ましい食習慣の定着、特に若い世代に対する食育の推進を進めるとともに、学校における食に関する指導の計画に基づいた児童生徒への指導、家庭への情報提供等により、学校・家庭・地域が連携した取組を継続して行く必要があります。

○朝食欠食の割合

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
朝食の 欠食率	3歳児	4.0%	3.8%	3.8%	3.7%	3.6%
	小学生	2.2%	2.0%	2.0%	2.3%	2.3%
	中学生	5.8%	4.9%	6.0%	6.0%	6.5%
	高校生	12.9%	11.9%	12.7%	12.7%	12.0%

出典：「いわて健康データウェアハウス」県環境保健研究センター

○むし歯のない者の割合

項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
むし歯のない者の割合	3歳児	73.3%	73.5%	75.7%	公表前

出典：「母子保健課所管国庫補助事業等に係る実施状況調べ」厚生労働省

○肥満傾向のある割合

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
肥満傾向の 割合	5歳児	—	—※	4.8%	3.2%	2.9%
	小学生	10.3%	—※	10.6%	10.4%	10.6%
	中学生	11.1%	—※	10.5%	11.3%	10.4%
	高校生	11.7%	—※	14.3%	12.9%	13.0%

出典：「学校保健統計調査」文部科学省 H23年度は未調査 ※東日本大震災津波により測定できず。

② 食の安全安心を支える食育の推進

食品の適正表示の指導、消費者を対象とした食の安全安心に関する出前講座やリスクコミュニケーションを着実に実施しましたが、購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じる人の割合は64.0%（平成26年度）で、不安を感じない人の割合（36.0%）を大幅に上回っている状況です。また、食の情報が氾濫する中、食に関する正しい情報を適切に選択し活用することが求められています。

県民への食品の安全性に関する学習機会の提供や知識の普及などを行い、安全な食品を選択する力を養う必要があります。

③ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

受入農林漁家を対象とした安全対策研修会や接遇などの受入れ技術研修会の開催により受入体制の整備を進めた結果、体験型教育旅行実施小学校の割合は増加しましたが、学校給食における県産食材の利用割合のさらなる向上が求められているほか、食文化の継承や食品ロスの軽減等持続可能な社会の実現に向けた食育の推進が求められています。

農林水産物の生産等の現場は食育を進めていく上で貴重な場であり、今後も農林漁業体験や学校給食での県産食材の利用を通じて、子どもたちの農林水産業への理解を進めていく必要があります。

④ 地域に根ざした食育の推進

市町村の食育推進計画の策定が進展したほか、食育月間、食育の日に取り組を行っている市町村の割合が増加しましたが、多様な関係者が協力して食育関連施策の実効性を高めていくためには、市町村、関係機関や民間団体との連携による食を通じた人づくり、地域づくりを可能とする更なる食育推進の展開が求められています。

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題であり、県民一人ひとりが食育推進運動を進めていく必要があります。

(2) 食を取り巻く社会の変化

ア 食の多様化の進展

近年、ライフスタイルと環境の変化を背景として、家族や友人等と楽しく食卓を囲む機会が減少するなど、一人で食事をとるいわゆる「孤食⁶」や家族いっしょの食卓で別々の料理を食べるいわゆる「個食⁷」が見受けられるとともに、外食、そう菜や弁当といった「中食⁸」などいわゆる「食の外部化」が進むなど、食が多様化しており、食を通じたコミュニケーションの推進が必要となっています。

イ 肥満、生活習慣病の増加などの健康問題の顕在化

若い世代の食事の欠食率が高い状況に加え、脂質や塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足など栄養の偏りや食習慣の乱れから、これらに起因した肥満や生活習慣病の増加が見られま

⁶ 孤食：家族が違う時間に一人一人、バラバラに食事をとること。

⁷ 個食：複数で会食している場で、それぞれ別個のものを食べること。（家族で団欒を囲む中で、それぞれ違うものを食べているということ）

⁸ 中食：飲食店等で食事をする外食はもとより、本来、家の中で行われていた調理や食事を家の外部に依存すること。食品産業においても、このような消費傾向に合わせて、調理食品や惣菜、弁当などの「中食（なかしょく）」を提供するようになってきている。

す。特に、本県では脳卒中死亡率全国ワースト1となっており、生活習慣病予防対策が必要になっています。

ウ 食の安全安心に対する消費者の関心の高まり

食中毒や輸入食品の期限切れ食肉使用問題、食品の偽装表示など、食品の安全安心を脅かす事件・事故の発生により、食の安全に対する消費者の関心が高まっており、食品関連事業者が安全性の確保を図るとともに、消費者が食品の安全性等に関する知識と理解を深めていくことが必要となっています。

2 今後の施策の方向性

近年の食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後においては、以下の4つの項目を柱に、食育の施策を展開することとします。

(1) 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、特に、子どもの頃に身に付いた習慣を大人になって改めることは難しいことから、子どもへの食育は重要です。

このため、健康づくりボランティア等の活動を通じて、保護者等に対し食育の重要性の普及啓発を図るとともに、家庭、学校・幼稚園・保育所等における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の取組を支援し、望ましい食習慣の形成を促進します。

(2) 食の安全安心を支える食育の推進

健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自らの判断で食品を選択する力を身につけていく必要があります。

このため、食品の安全性に関する情報や学習機会の提供などにより、県民の食の安全性に関する知識の普及と理解の増進を図ります。

(3) 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

本県は、豊かな自然に恵まれ、四季折々の様々な農林水産物が生産されており、農林漁業に関する体験活動の促進や農林水産物が生産される基盤となる環境の保全、地域の特色ある食文化や地域の特性を生かした食生活の継承が重要です。

このため、農林漁業体験を通じた生産者と消費者との交流、環境に配慮した食生活の実践、家庭や地域に受け継がれてきた食文化や食生活の次代を担う若い世代への継承等の取組を促進します。

(4) 地域に根ざした食育の推進

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題です。

県民一人ひとりが、食育を自らの問題として、その重要性を認識し、できるだけ多くの県民が自らの意思で取り組む食育推進運動を進めていく必要があります。

このため、市町村との連携を深め、全ての市町村が計画的に食育を推進できるよう支援するとともに、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域等の関係者と一体となった食育の取組を推進します。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標と基本理念

《基本目標》

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいき暮らしていくこと

《基本理念》

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

《スローガン》

『いきいき！健やか！岩手の食っ子！イーハトーヴの恵みを受けて』

なお、大人の皆さんには、基本的には、子どもの食育に積極的に関わることにより、自らの食生活を振り返り、改善していくことを期待します。

※ 「岩手の食っ子」とは、

食べることの大切さを理解し、安全安心な食べ物を選択する力を備えた、健康で元気な岩手の子どもを称したもので、そのように育てほしいという願いを込めているものです。



2 計画の施策体系

基本目標を実現するため、①望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、②食の安全安心を支える食育の推進、③食料供給県としての特性を生かした食育の推進、④地域に根ざした食育の推進の4つの柱で取り組みます。

1 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

(1) 乳幼児等の健全な食習慣の形成

- ・妊産婦や乳幼児の食事指導への支援など

(2) 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

- ・学校における食育の推進など

(3) 生涯にわたる健全な食習慣の形成

- ・食事バランスガイドの普及など

2 食の安全安心を支える食育の推進

(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

- ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施など

(2) 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

- ・食品に関するトレーサビリティ制度の普及など

3 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

(1) 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進

- ・学校等における農林漁業体験学習の支援など

(2) 食文化や食生活の継承

- ・食の匠の活動支援など

4 地域に根ざした食育の推進

(1) 食育推進運動の展開

- ・食育月間等における食育の普及など

(2) 市町村や地域における食育の推進

- ・市町村等における食育推進の支援

第2章 食育を推進するための県の取組内容

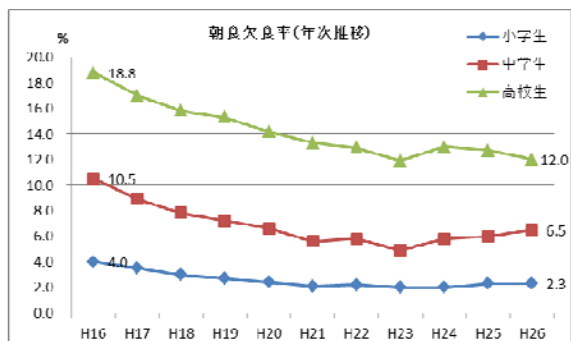
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

めざす姿

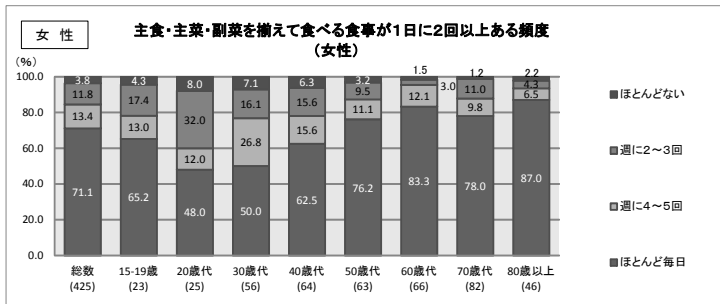
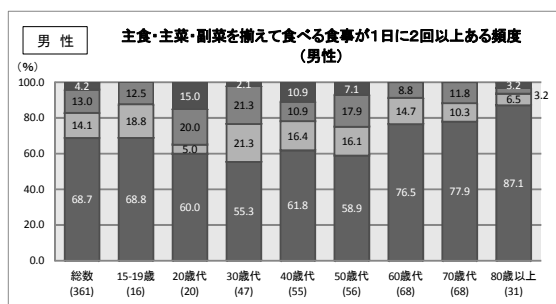
家庭、学校・幼稚園・保育所、地域の多様な関係者がともに連携しながら、食育の取組が行われており、望ましい食習慣や知識の習得、健全な食生活の実践を通して、生涯にわたる健康な心と身体の保持増進と豊かな人間性を育てています。

現状と課題

- ◆ 乳幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる、食事づくりや食の選択など、「食を営む力⁹」を養うことが重要です。
- ◆ 朝食を摂取することの重要性については、学校、行政及び職能団体を通じて継続的に啓発していますが、平成21年度以降、子どもの朝食欠食率は、横ばい傾向となっています。また、20～40歳代では、栄養バランスに配慮した食事や共食¹⁰の回数が少ない者の割合が高く、骨量の減少や低出生体重児出産、メタボリックシンドロームなど将来や次世代の生活習慣病発症の増加が懸念される状況にあることから、若い世代や子育て世代の親と子どもに対する望ましい食生活の実践支援や共食のための環境づくり支援が一層必要です。

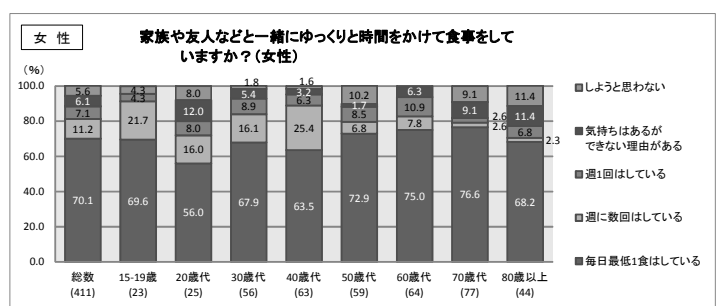
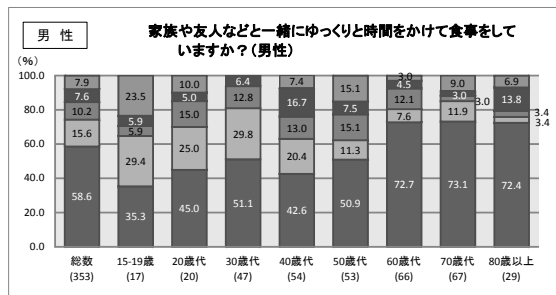


<出典：いわて健康データウェアハウス>



⁹ 食を営む力：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力。保育所保育指針(平成20年3月厚生労働省)において、食育の目標として「食を営む力」の育成を掲げている。

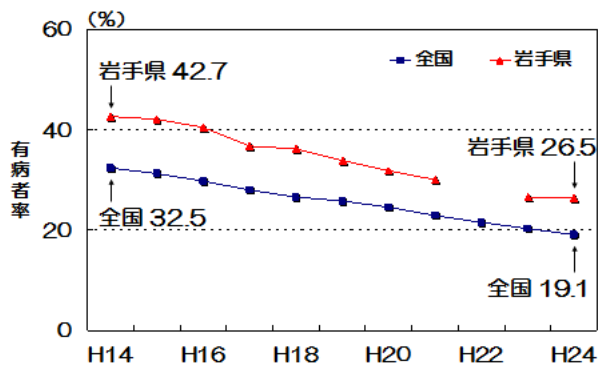
¹⁰ 共食：だれかと共に食事をする事。



＜出典：平成 24 年度県民生活習慣実態調査＞

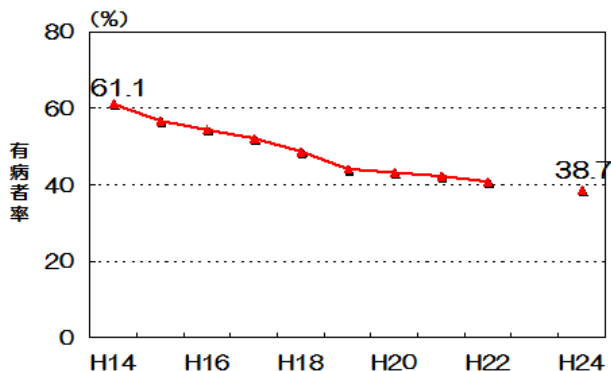
◆ 子どものむし歯有病者率は毎年着実に減少し改善していますが、3歳児のむし歯有病者率は全国平均と比較して高く、また12歳児のむし歯有病者率は全国平均と同程度なものの4割程度の子供がむし歯を経験していることから、今後も子どものむし歯を予防し、健全な口腔¹¹の成長発育と咀嚼機能の獲得を進める必要があります。

3歳児のむし歯有病者率



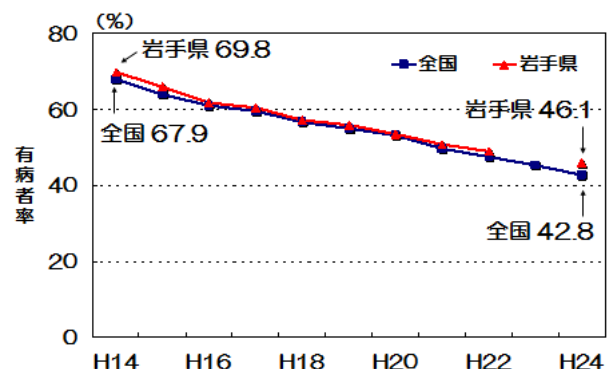
＜出典：「3歳児歯科健康診断結果集計」厚生労働省＞

12歳児の（永久歯）むし歯有病者率



＜出典：「公立学校定期健康診断結果集計」岩手県教育委員会・岩手県歯科医師会＞

12歳児の（乳歯+永久歯）むし歯有病者率

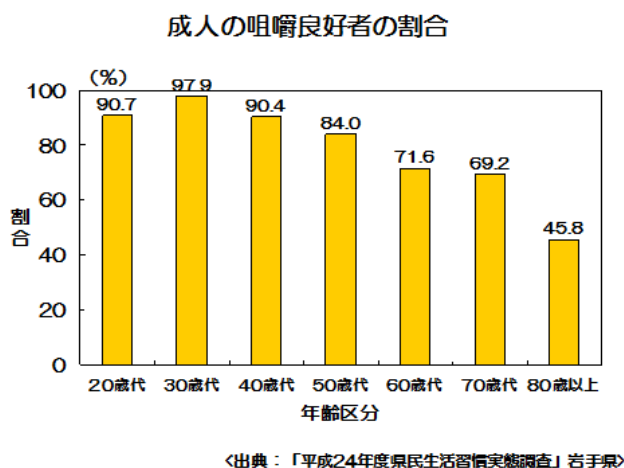
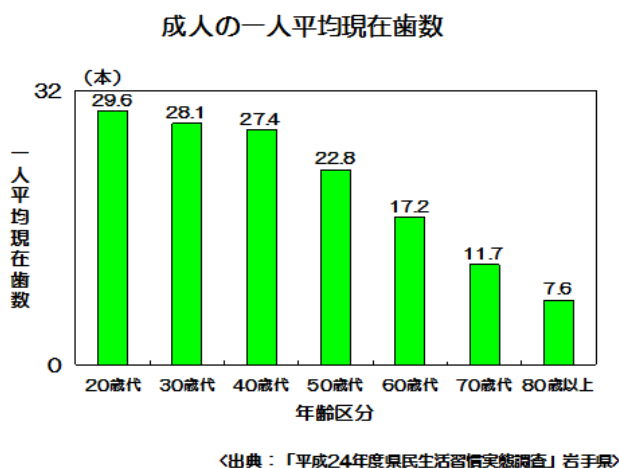


＜出典：「学校保健統計調査」文部科学省＞

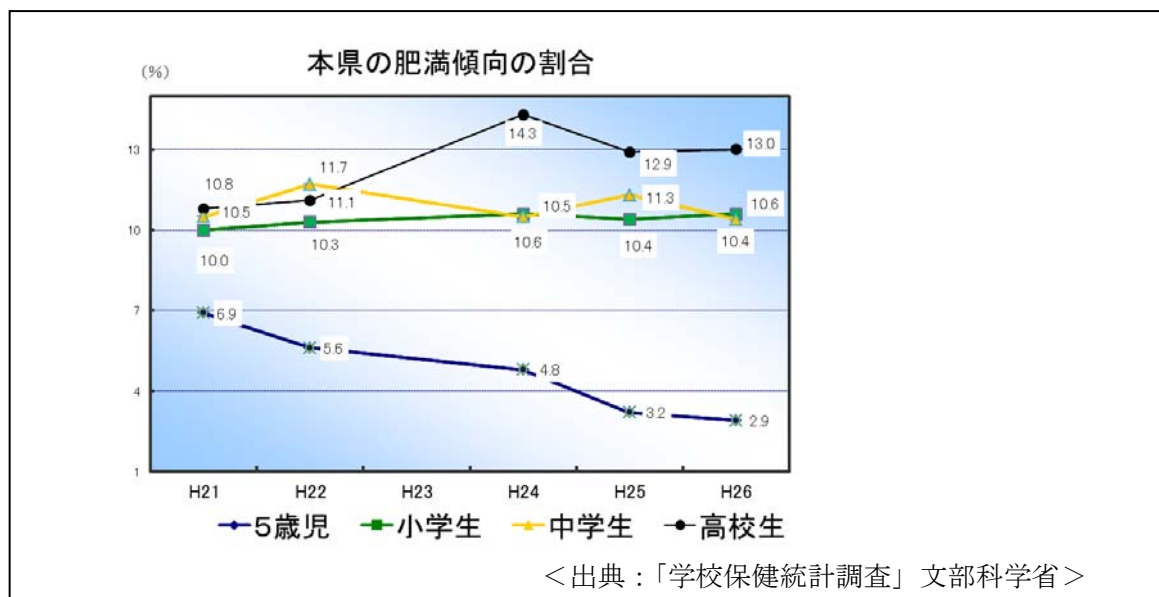
＜出典：「公立学校定期健康診断結果集計」岩手県教育委員会・岩手県歯科医師会＞

¹¹ 口腔：口の中のこと。唇からのどの出前までの範囲をさす。一般には「こうこう」と読むが、歯科医学用語としては「こうくう」と読む。

- ◆ 成人の一人平均現在歯数¹²は年齢とともに減少し、これと合わせるように何でも食べられる咀嚼良好者の割合も減少しています。歯の喪失の主な原因はむし歯と歯周病であることから、生涯何でも食べられるようにむし歯と歯周病の予防並びに重症化の防止を推進する必要があります。また、高齢者では口腔機能¹³の低下により摂食・嚥下に困難を来す場合が多いことから、口腔機能の維持・向上¹⁴を進めることが必要です。



- ◆ 子どもの肥満は、横ばい若しくは改善傾向にあるものの、全国平均よりも高い状況が続いており、肥満予防のための運動習慣を含めた生活習慣の形成を図る必要があります。



¹²一人平均現在歯数：現在歯（現在、口の中に残っている歯）の一人当たりの平均本数。対象者にみられた現在歯数の総本数を対象人数で割った値。

¹³口腔機能の低下：噛む、食べる、飲み込む、話す、呼吸する、唾液を出すなどの口が担う機能の総称。

¹⁴口腔機能の維持・向上：口のもっている働きを健全に維持するため、口の中の清掃と口の機能訓練によって、口の中の衛生状態と機能を維持・改善すること。

○ 肥満傾向の割合の全国との比較（小学生・中学生・高校生の全学年）						
	小学生		中学生		高校生	
	H24年度	H26年度	H24年度	H26年度	H24年度	H26年度
全国	7.1%	7.2%	8.7%	8.6%	9.5%	9.4%
岩手県	10.6%	10.6%	10.5%	10.4%	14.3%	13.0%

＜出典：「学校保健統計調査」文部科学省＞

- ◆ 学校における食育については、ほぼ全ての公立小・中学校において、「食に関する指導¹⁵の全体計画」¹⁶に基づき、学校教育活動全体の中で取り組まれています。公立高校においては、計画の策定割合が公立小中学校の約2割にとどまっており、計画的、継続的な取組の支援が必要です。
- ◆ 県民が自ら生活習慣の改善に向けた食生活を営むようにするため、地域での健康づくり研修会などの生活に密着した場面での普及啓発を行うとともに、不適切な食習慣は長期に継続しがちであることも踏まえ、特に若い世代の食に対する意識改善を喚起する必要があります。

¹⁵ 食に関する指導：児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身につけさせるための学校における指導。文部科学省は、食に関する指導の目標を次のように設定している。

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
- 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

¹⁶ 食に関する指導の全体計画：学校教育活動全体の中で、体系的な食に関する指導が計画的、組織的に行えるよう、学校が作成する計画。

1 乳幼児等の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援

妊娠中のバランスのとれた食生活の実践と出産・子育てに必要な健康な体づくりを促進するため、「妊産婦のための食事バランスガイド（平成 18 年 2 月厚生労働省）」に基づき、妊産婦に対する食事指導を支援します。

また、併せて、母乳育児や乳幼児の発達段階に応じた離乳などの適切な支援のあり方について基本的事項を提示した「授乳・離乳の支援ガイド（平成 19 年 3 月厚生労働省）」に基づき、乳幼児からの正しい食生活について普及啓発を行います。

○ 子育て相談の実施

子育て家庭を支援するため、基本的な生活習慣や食生活をはじめとする様々な子育ての不安や悩みに対し、電話相談やメール相談を実施します。

○ 口腔の健康づくりの推進

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、保育所及び幼稚園でのフッ化物応用法¹⁷の利用促進等によりむし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、又よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

○ 特定給食施設等への指導

給食を通じて子どもの健康の維持増進に必要な適正な栄養量を提供するため、特定給食施設¹⁸への立入検査・指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

¹⁷ フッ化物応用法：フッ化物を使用することにより歯の質を酸に対して強くし、むし歯から守る方法。全身応用法と局所応用法があり、日本ではフッ化物配合歯磨剤による歯磨き、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の局所応用法が主に利用されている。

¹⁸ 特定給食施設：特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設(健康増進法)。

2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 学校における食育の推進

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するために、管理職、教諭、栄養教諭等を対象とした研修会を開催するなどにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

○ 肥満予防のための取組支援

健全な生活習慣確立のため、担任、養護教諭、栄養教諭等による指導を行うとともに、関係機関と連携した取組を支援します。

また、体力向上、肥満対策等に総合的に取り組めるよう、1日60分以上運動する「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動¹⁹」を推進します。

○ 地域との連携による推進

生産者や関係機関と連携した食育の取組について、研修会等を通じて広く県内の学校に周知し、地域との連携による食育を推進します。

○ 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ

食育の取組に学校と家庭との連携が図られるよう、「食育だより」などを通じて、学校における食育の取組状況や食に関する情報を提供します。

○ 教育振興運動の展開

基本的な生活習慣の形成や食生活の改善の取組等、地域の教育課題を自主的に解決するため、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が連携して取り組む教育振興運動を展開します。

○ 口腔の健康づくりの推進

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、学校での歯科健康教育・実技指導の実施、フッ化物応用法の利用促進等によりむし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、又よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

○ 特定給食施設への指導（再掲 P12）

¹⁹ 希望郷いわて 元気・体力アップ60運動：児童生徒の体力向上を目指し、「学校・家庭・地域で1日60分以上運動・スポーツに取り組もう」をスローガンに、県スポーツ健康課が推進している取組。

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

県の取組

○ 食事バランスガイドの普及

望ましい食習慣の定着を図るため、食生活指針²⁰（2000年3月農林水産省、文部省、厚生省）を具体的な行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組合せやおおよその量をわかりやすくイラストで示した食事バランスガイド²¹の普及を推進します。

また、岩手の食文化の中で培われてきた郷土食や地域の食材を利用した岩手ならではのメニューをバランスよく組み入れた県版食事バランスガイドの利用を進めるとともに、ホームページ等を活用し、広く普及を図ります。

○ 食生活改善ツール等の活用及び普及

望ましい食生活習慣の定着を目指した岩手県オリジナル教材（パソコン栄養バランスチェック、食生活チェックシート、オリジナルバランス弁当箱）の活用を普及させるとともに、子どもや大人も楽しみながら食生活の改善に取り組めるような新たな教材開発に努めます。

○ 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施

健康づくりボランティア等の育成や活動の支援を行うため、食生活改善推進員や保健推進員、運動普及推進員等、地域で健康づくり活動を行うボランティアの研修会等を開催します。

○ 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施

栄養・健康づくり指導者の資質向上を図るため、市町村栄養士や健康運動指導士等を対象とした食生活や運動指導関係者の研修会を開催します。

○ 地域の食生活習慣実態の調査の実施

幼児、児童生徒、成人等ライフステージ別の食生活習慣に関する情報を継続的に収集し、現状や課題を分かりやすく県民に提供します。

○ 飲食店等の栄養成分表示等の促進

バランスのとれた食生活を実践しやすい環境を整備するため、料理の栄養成分を表示する飲食店の登録を促進します。

○ 口腔の健康づくりの推進

生涯自分の歯で何でも食べられるようにするため、乳幼児、児童・生徒、成人等のライフステージに応じてむし歯、歯周病、口腔機能の低下等に対する歯科保健活動を実施し、「8020（ハチマルニイマル）運動」²²を推進します。

○ 特定給食施設への指導（再掲 P12）

²⁰ 食生活指針：10項目から構成される食生活に関する基本的な指針で、平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。
①食事を楽しみましょう。②1日の食事のリズムから健やかな生活リズムを。③主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを。④ごはんなどの穀類をしっかりと。⑤野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。⑥食塩や脂肪は控えめに。⑦適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。⑧食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。⑨調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。⑩自分の食生活を見直してみましょう。

²¹ 食事バランスガイド：食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

²² 8020（ハチマルニイマル）運動：「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という国民の歯の健康づくり運動。高齢者対象の調査で、歯が20本以上あれば食品の硬さや調理方法に関係なく、ほとんどの食品が食べられることが明らかにされ、また運動が始まった平成元年当時の平均寿命が約80歳であったことからこの目標が掲げられた。

皆さんに期待すること

<p>家 庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日、朝食を食べる（準備する）習慣を身に付ける。 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する。 ・ 家族全員又は誰かと一緒に食卓を囲み、楽しい会話をしながら食事をする機会を作る。 ・ 一日に2回は、主食・主菜・副菜が揃った食事を食べる（準備する）よう心がける。 ・ 自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣を身に付ける。 ・ 学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。 ・ 学校が実施する食生活に関する取組を参考に、健全な食生活を実践する。
<p>幼稚園・保育所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの食への興味と意欲や望ましい食習慣を育成するための取組を実施する。 ・ 家庭に対する食生活に関する相談や助言を実施する。 ・ 家庭や地域に給食を試食する機会を提供する。 ・ 子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」の形成に取り組む。
<p>学 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育活動全体を通じた児童生徒への食に関する指導を実施する。 ・ 家庭に対する啓発活動、食育に関する様々な情報を提供する。 ・ 子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」の指導を実施する。
<p>地 域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療関係者等による口腔の健康づくりの実施により、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・ 近所等に健康的な食生活に関する情報を提供する。 ・ 学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。
<p>食品関連事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店での栄養成分表示を積極的に進める。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診や各種事業を通じた子どもの健康と食に関する相談体制を充実する。 ・ 子育て世代（20～40歳代）が参加しやすい方法による健康や食に関する各種教室を積極的に開催する。 ・ 食生活改善推進員を養成する。 ・ 歯科医療関係者等と連携して住民の口腔の健康づくりを実施し、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・ 家庭と学校や地域が連携して行う食育に関する行事や活動を支援する。

第2節 食の安全安心を支える食育の推進

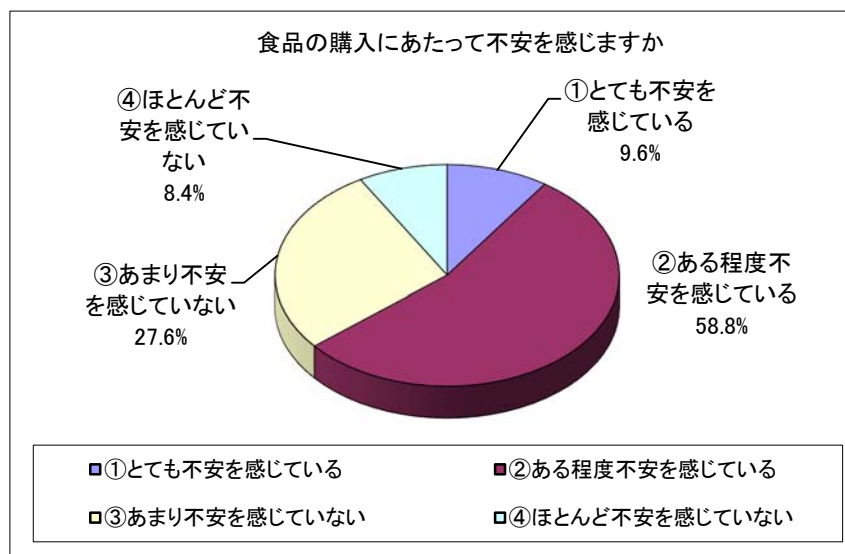
めざす姿

食品の安全性に関する情報提供や食品表示の適正化の推進を通じて、県民が、食について自ら考え、安全な食品を自らの判断で正しく選択する力を養っています。

現状と課題

- ◆ 食の安全を揺るがす問題や食品の偽装表示等が相次いだことにより、県民の食品に対する不安も高まっています。
- ◆ 平成26年に実施した希望郷いわてモニターアンケートによると、県民の食品の安全性に不安を感じている人の割合は64.0%であり、依然として食品に対する県民の信頼が揺らいでいます。
- ◆ 食品の信頼向上のためには、県民と食品関連事業者の相互理解の増進が必要です。このため、リスクコミュニケーション²³の開催などの学習の機会を提供していく必要があります。
- ◆ 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を適正に選択できるよう、食の安全安心に関する出前講座などを通じて食品に対する適切な判断力を養う必要があります。

○ 食品に対する不安

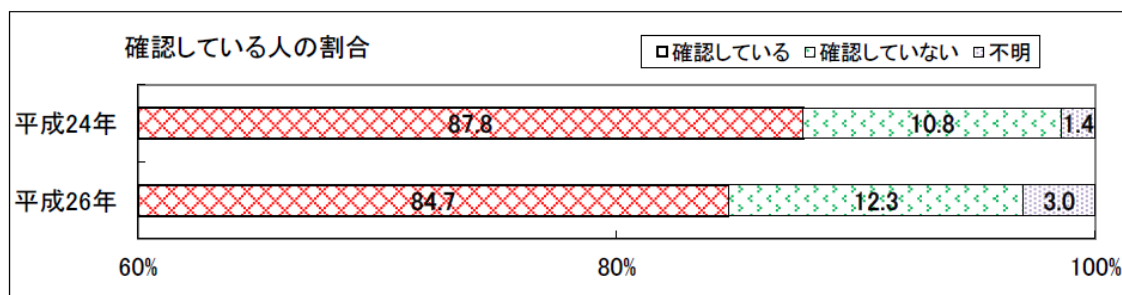


(出典:「希望郷いわてモニターアンケート」平成26年12月)

²³ リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

- ◆ 食品表示は、食品の安全性確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、食品表示法²⁴において表示の基準が規定されていますが、適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。また、平成 26 年に実施した県民生活基本調査によると、食品の表示を確認している県民の割合が 85%と高くなっています。食品関連事業者の適正表示が推進されるよう、また、県民が自らの判断で食品を正しく選択できるよう、食品表示の適正化と表示制度の普及を推進する必要があります。
- ◆ 平成 28 年度の第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障害者スポーツ大会（希望郷いわて国体及び大会。以下「国体」という。）の開催、平成 31 年度のラグビーワールドカップの開催により、選手・監督などが多数来県することが見込まれます。この様な大規模イベントで全国各地から来県する方々に安心して食品を購入し、食べていただくためにも、適正な食品表示の推進を図る必要があります。
- ◆ 外食、調理食品などの利用の増大により、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく、いわば食の自己管理能力が必要になっています。

○ 食品の表示を確認している人の割合



〈出展:「県民生活基本調査」平成 26 年 5 月〉

- ◆ 平成 15 年から開始された牛肉トレーサビリティ制度²⁵は、本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより普及していますが、平成 22 年 10 月から開始された米トレーサビリティ制度²⁶は、米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての事業者及び生産者を対象とするため、今後も、一層の普及・定着を図る必要があります。
- ◆ 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災津波の影響により、災害時の備えや食中毒防止等の体制の整備、災害後の避難所等での健康・栄養の指導など、食の安全安心の確保への新たな取組が必要です。

²⁴ 食品表示法：食品衛生法、JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の食品表示に関する規定が統合された食品の表示に関する包括的かつ一元的な法律で、平成 25 年 6 月に制定され、平成 27 年 4 月 1 日に施行。法律の目的が統一されたことにより、整合性の取れたルール策定が可能となり、消費者、事業者の双方にとって分かりやすい表示を実現することが可能となった。

²⁵ 牛肉トレーサビリティ法：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 72 号）以下「牛肉トレーサビリティ法」という。）により、牛肉の生産・流通情報の届出、記録、個体識別番号の表示等を義務付ける制度（H15～）

²⁶ 米トレーサビリティ法：「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律第 26 号）

1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

県の取組

○ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施

県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを実施します。

○ 食の安全安心に関する出前講座等の実施

県民が生産から販売に至る各段階における食品の安全性の確保や食品表示制度に関する理解を深め、食品に関する適正な判断力を養うため、食の安全安心に関する出前講座の開催や講習会等への講師の派遣を実施します。

○ 食品の安全性等に関する情報の提供

食品の安全性等に関する理解の促進を図るため、広報媒体等を活用し、食品の安全性等に関する正しい情報を適切かつ迅速に提供します。

○ 災害発生に対応した食の安全安心の確保

災害が発生した場合は、食中毒防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを見直します。

また、災害時のライフライン断絶や避難所生活に備え、災害時に備えた食料備蓄の呼びかけを行うとともに、避難所等での健康相談や栄養指導を実施します。

○ 学校における食育の推進（再掲 P13）

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

県の取組

- **食品に関するトレーサビリティ制度の普及**

本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより、情報を開示します。
米トレーサビリティ法の普及・定着に向け、国と連携し、食品事業者等を対象に必要な応じて指導を行います。
- **食品表示に関する店舗への指導**

国体等大規模なイベントの開催を見据え、全国各地から来県する方々に安心して食品を購入し、食べていただくためにも、適正な食品表示の更なる推進を図ります。
また、店舗に対する食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて食品表示制度の普及・定着を図ります。
- **食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実**

食品表示の適正化を推進するため、県内の消費者を食品表示ウォッチャー²⁷として委嘱するとともに、研修会の開催等によりモニタリング活動の充実を図ります。
- **食品の適正表示を推進する者の養成**

食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会への講師派遣を行い、食品表示に関する知識の普及を図ります。
- **食品表示に関する相談の実施**

食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番を設置し、県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施します。
- **自主回収報告制度の適正な運用による県民への迅速な情報提供**

食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、本県事業者の自主回収報告制度²⁸による迅速かつ適切な回収を促進するとともに、広報媒体等により速やかに自主回収情報を県民に提供します。

²⁷ 食品表示ウォッチャー：国と各県が、消費者に委嘱し、日常の買い物などの中で、店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を求める制度

²⁸ 自主回収報告制度：岩手県食の安全安心推進条例第 19 条に基づき、特定事業者が行う食品の廃棄や自主回収等の措置のうち、食品衛生法違反や健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主的な回収について、その着手時および終了時に県への報告を義務づけ、その情報を県のホームページ等で県民に周知する制度。なお、回収命令等の処分を受けて回収する場合はこの制度に含まれない。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について学ぶ。 ・食品表示を有効活用する。 ・牛肉・米トレーサビリティ制度により伝達された産地情報を、商品選択の参考とする。
幼稚園・保育所 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間や家庭科など関連する教科等の時間において、食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について学ぶ。 ・食品の生産、製造・加工、流通・販売に関して学ぶ。 ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食の安全安心の確保に関する情報を分かりやすく、適切に提供する。 ・施設見学などの実施を通して、食品の生産・製造・加工、流通・販売の仕組みなどの食の安全安心に関する学習を支援する。 ・食品に関する情報提供を推進する。 ・食品表示を適正に行う。 ・関係法令の順守及びトレーサビリティに必要な取組（牛肉・米穀等の取組情報の記録・保存及び産地情報の伝達の実施）を行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、食品表示や食品衛生等に関する普及啓発を行う。

第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

めざす姿

県内各地の伝統や風土に培われた、多彩な食文化の継承や食品ロスの軽減について理解を深めるとともに、生産者と消費者との交流や農林漁業体験等を通して、食に対する感謝と岩手への愛着を育んでいます。

現状と課題

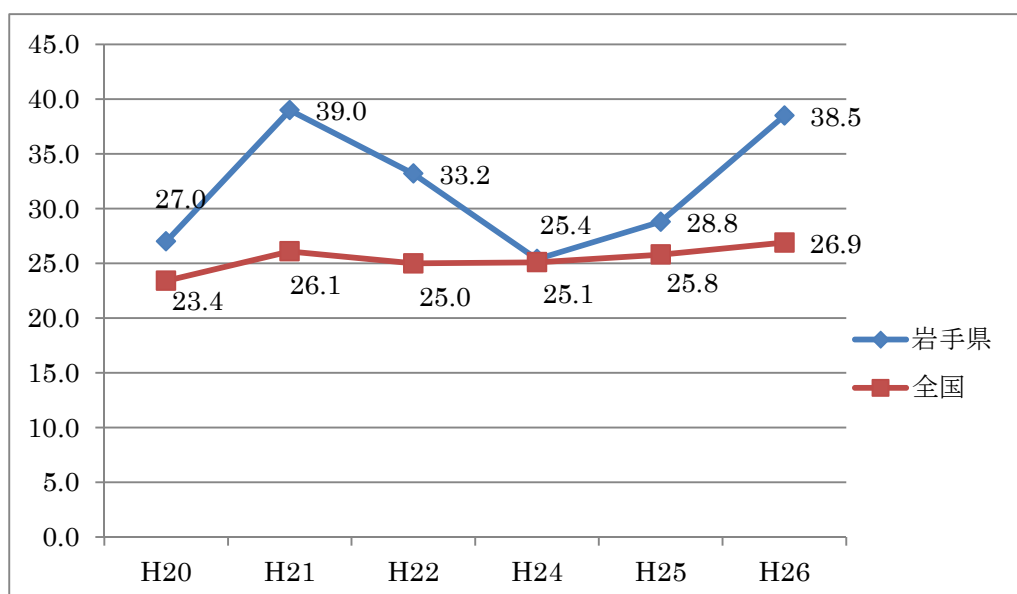
- ◆ 県内において、小中学校等の農林水産業体験学習におけるインストラクターの派遣や、学校が実施する農林水産業体験を取り入れた教育旅行が実施されていますが、今後もこうした取組の更なる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- ◆ 平成13年度から県民運動として展開してきた「地産地消²⁹」の推進は、これまで、「いわて食財の日」の設定、学校給食や食品産業における県産食材の利用拡大などを柱とする生産や流通、消費の各関係者が一丸となった取組や、民間団体による地産地消運動の活発化など県民の参画による自発的な取組として展開されていますが、今後も、県産食材の利用拡大を図るため、地産地消の取組を支援していく必要があります。
- ◆ 地域における郷土料理などの知識・技術を有した人材として「岩手県食の匠」³⁰が中心となり、各地で岩手の食文化の伝承活動を行っています。今後は後継者育成に力を入れ、次代を担う若い世代へ本県の多彩で豊かな食文化や食生活を継承していく必要があります。
- ◆ 学校給食における平成26年度の県産食材使用割合（食材数ベース）は、38.5%と、全国平均（26.9%）を上回っており、県産食材を取り入れた学校給食を教材として活用した「食に関する指導」（学校における食育）が各学校の計画に基づき推進されていますが、今後も、安全で信頼できる県産食材の活用が更に促進されるよう、産直施設等から給食事業者に対する円滑な供給体制を構築するとともに、児童生徒の食の安全安心に関する理解を深めていく必要があります。

²⁹ 地産地消：「地場生産－地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われる。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されており、全国的に取組み事例が増加している。

³⁰ 食の匠：永年受け継がれてきた地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができる者として、県が認定した者。平成26年度末現在、246人・団体である。

○学校給食の県産食材利用割合

(%)



<出典：文部科学省調査>

- ◆ 食品ロスは、全国で年間約500～800万トンと推計されています。食品ロスを減らすことによる環境負荷の低減が求められています。

1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進

県の取組

○ 学校等における農林漁業体験学習の支援

農林水産業への理解を促進するため、学校等において取り組んでいる教育ファームなどの農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介、見学・研修等の受入、教職員研修の実施などの支援を行います。

○ 酪農体験等の学習支援

児童生徒の酪農への理解と関心を深めるため、小学生を対象にした「酪農出前教室」の開催を支援します。

○ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援

市町村の地産地消促進計画の策定を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などを進め、地元食材の積極的な活用を図ります。

また、消費者に県産農林水産物の品質やおいしさなどを発信しながら、「いわて食財の日」等の取組を一層推進します。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきました。「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を受け、ごはんを中心とした食文化の継承が改めて推進されている中、県産米の新たな需要を喚起するため、若い世代等に対するご飯等食の機会創出に向けた取組支援、お米の良さの啓発活動などに取り組めます。

2 食文化や食生活の継承

県の取組

○ 食の匠の活動支援

ホームページや広報媒体等を活用して食の匠の情報を発信するとともに、食の匠による郷土料理等の講習会やネットワーク活動を支援します。

また、食の匠の技の次世代への継承のため、後継者育成を重点的に行っていきます。

○ 食生活改善推進員等の活動支援

食生活改善推進員による郷土料理の普及啓発活動を支援します。

また、郷土食を普及することができる若い世代の育成を支援します。

○ 学校給食への郷土料理の活用

栄養教諭等を対象とした研修会等において、学校給食に郷土料理を取り入れることの意義を周知し、その活用推進を図ります。

○ 環境に配慮した食生活の推進

家庭から排出される生ごみなどの削減に向けて、環境教育事業などを通じ3R³¹の普及啓発を推進します。

○ 学校における食育の推進（再掲 P13）

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進（再掲 P23）

³¹ 3R（スリーアール）：Reduce リデュース（ごみの発生抑制）、Reuse リユース（再使用）、Recycle リサイクル（再生利用）の3つの言葉の頭文字をとった循環型社会の形成へ向けた取り組みの総称。

皆さんに期待すること

家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・四季折々の家庭行事などで郷土料理や行事食をつくり、楽しく食卓を囲む。 ・県産食材や地元で取れる季節の食材を使った家庭料理を心がける。 ・祖父母や親から“我が家に伝わる料理”を積極的に学び、次世代に伝える努力をする。 ・食べ残しをしない。 ・食材は使い切り、料理くず等を出さないよう調理方法を工夫する。
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・行事や実習等の体験を通じて、幼児期から地域の食文化に触れる機会を提供する。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を給食に取り入れる。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・農林漁業の体験活動を通じて、地域の食材に対する理解を深める。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を学校給食に取り入れ、食に関する指導の生きた教材として学校給食を活用する。 ・家庭に対する啓発活動、情報提供を行う。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。 ・食品ロス削減に関する理解を深める。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・地域行事や共食事業等の機会を活用し地元食材や県産食材を取り入れるとともに、郷土料理を食して伝える機会を提供する。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させる。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験学習に関わる関係者の連携を推進する。 ・食文化や郷土料理の継承に関わる関係者の連携、食の匠等による伝承活動のための環境づくりを推進する。 ・食文化や郷土料理を継承できる人材を育成する。

第4節 地域に根ざした食育の推進

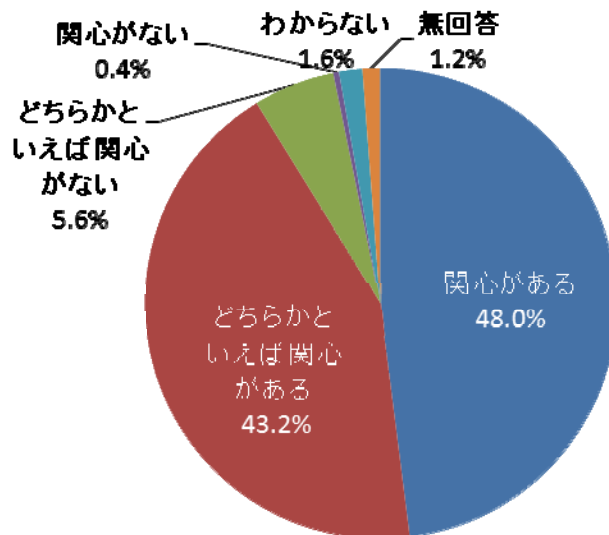
めざす姿

県民一人ひとりが、食育の重要性を認識し、自らの意思で日常的に食育に取り組み、地域に根ざした食育推進が展開され、次世代につながっています。

現状と課題

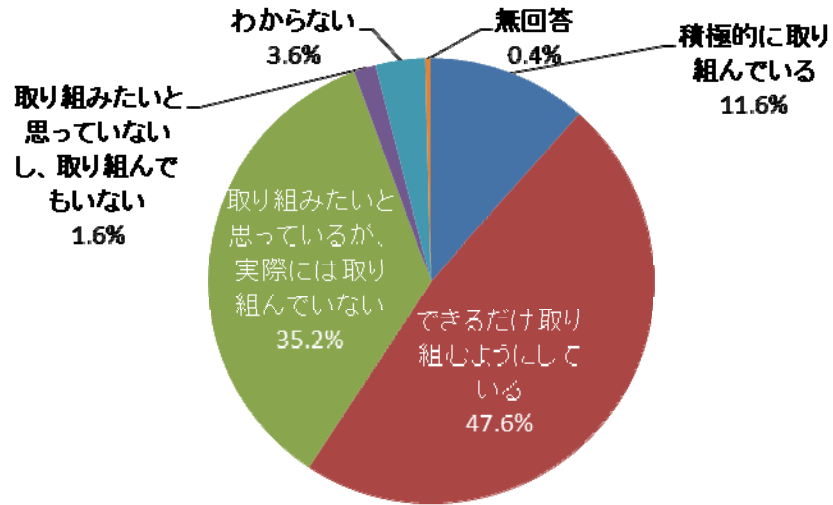
- ◆ 全県的な食育推進運動組織「岩手県食育推進ネットワーク会議」（平成27年度46団体）を平成18年に設立し、各種団体等と連携した普及啓発等に取り組んで来た結果、県民の食育の関心度については、平成24年度は92.3%、平成26年度は91.2%と9割以上を維持しています。引き続き、県民一人ひとりが自ら食育を実践するよう様々な取組を行う必要があります。
- ◆ 平成26年度末現在、市町村食育推進計画が33市町村中31市町村において策定されていますが、これが全ての市町村において策定され、計画的に食育の施策が推進される必要があります。
- ◆ ライフスタイルの変化や家族形態の多様化に応じた地域等での食育を進める必要があります。また、不適切な食習慣は長期に継続しがちであることも踏まえ、特に若い世代の食に対する意識改善を喚起する必要があります。

○食育に関心がある人の割合



〈出典:「希望郷いわてモニターアンケート」平成26年12月〉

○食育の取組を行っている人の割合



〈出典:「希望郷いわてモニターアンケート」平成26年12月〉

○都道府県及び市町村の食育推進計画作成割合

平成27年3月現在

	市町村数	食育推進計画作成市町村数 (割合)
全国	1,741	1,323 (76.0%)
岩手県	33	31 (93.9%)

1 食育推進運動の展開

県の取組

○ 食育月間等における食育の普及

食育推進運動を重点的かつ効果的に展開するため、毎年6月の「食育月間³²」及び毎月19日の「食育の日」のほか、「いわて減塩・適塩の日³³」や「いわて家庭の日³⁴」、「いわて食財の日³⁵」などの食育に関連する行事も活用しながら、岩手県食育推進ネットワーク会議関係団体と連携し、食育の普及啓発活動を実施します。

また、県民運動の気運の醸成を図るため、食育推進県民大会を継続して開催します。

さらに、県民が食育に具体的に取り組むうえで参考となるライフステージごとの食育の取組内容をまとめた手引きや、各団体の食育の取組をまとめた食育取組事例集等を活用し、食育を普及します。

○ 食育を推進する基盤整備の支援

岩手県食育推進ネットワーク会議と企業や各種団体等の関係機関との連携の仕組みを構築し、県民運動として食育を展開します。

○ 食育推進貢献者等の表彰の実施

地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実践的な食育推進活動に取り組んでいる個人又は団体を表彰するとともに、その優れた活動を広く周知します。

○ 食育に関する広報活動の推進

食育の重要性について県民理解の浸透を図るため、岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体と連携し、食育に関するコンクールの実施などにより、広報活動を実施します。

また、ホームページなどの各種広報媒体を通じて、市町村や岩手県食育ネットワーク会議構成団体などの食育の取組に関する情報を県民に発信します。

³² 食育月間・食育の日：国の食育推進基本計画で食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎年6月を食育月間、毎月19日と定められた。

³³ いわて減塩・適塩の日：脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、毎月28日を「いわて減塩・適塩の日」として県民一人ひとりが食生活と健康について考え行動する日としている。

³⁴ いわて家庭の日：青少年の健やかな成長のため、毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」として定めている。(社)岩手県青少年育成県民会議が主唱し、家庭での「家族・親子のコミュニケーション」、「家族そろっての食事」「お手伝い」等、家庭における食育の重要性などの普及啓発を実施している。

³⁵ いわて食財の日：毎月1回第4土曜日を中心とする3日間。小売店や産直施設、外食店舗等で、県産農林水産物やそれらを用いた調理品を提供して頂き、県内の各家庭における県産農林水産物の利用の気運を盛り上げるために県が設定した。

2 市町村や地域における食育の推進

県の取組

○ 市町村等における食育推進の支援

地域に根ざした食育を推進するため、市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、食育に関する情報の共有や、先進的な事例の紹介などを行い、各市町村の食育推進計画の策定への支援や食育推進体制の整備への協力、助言を通じて地域の特性に応じた食育が展開されるよう支援します。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none">・家庭等で食卓を囲む機会を充実させる。・親子や世代間におけるコミュニケーションを確保する。・買い物、料理、配膳の手伝い、食前・食後の挨拶等により、食に関する基礎を学ぶ。・学校や保育所、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加する。
幼稚園・保育所 学校	<ul style="list-style-type: none">・食育だより、給食展示、給食の試食会等を通じて学校給食や食に関する指導内容等を家庭と共有する。・保護者会等を通じて食に関する指導を行う。
地域	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、講習会、親子料理教室などの実施に努める。・若い世代をはじめとする食育関連のリーダーの育成に努める。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none">・食育の理解を深め、各事業者の事業活動等特色に応じた食育活動を進める。
市町村	<ul style="list-style-type: none">・食育を推進するための組織づくりや市町村食育推進計画を策定する。・市町村食育推進計画に基づき、学校や保育所、地域などと連携し計画的に食育の施策を展開する。・ホームページ、広報等を通じた食育の情報提供を行う。

第3章 計画の推進・進捗管理

第1節 計画の推進体制

(1) 市町村との連携

食育を推進するためには、住民に最も身近な存在である市町村が、地域の多様な関係者と連携・協力しながら地域の特性を生かして主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、県は、市町村と連携・協力しながら、市町村における食育の取組を推進します。

(2) 県民との協働

県は、岩手県食育推進ネットワーク会議と情報共有や、事業の連携を進めるとともに、教育関係者や、生産者、事業者、ボランティアなどの関係者と連携・協力するなど、県民との協働により食育の取組を推進します。

第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCAサイクル³⁶によって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受け、その内容を県民に公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

³⁶ PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Act（処置・改善）のサイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたもの。この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ）させて継続的に業務改善する。

○主要指標一覧

【望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	朝食を毎日食べる子どもの割合			100.0%		100%に近づけることを目指します。
	小学校4年生	97.4%	26年度	に近づける	32年度	
	中学校3年生	92.0%				
	高校3年生	88.0%				
2	肥満傾向のある割合					平成26年度の東北6県の中で肥満傾向割合が一番低い数値を目指します。
	小学校5年生	13.7%	26年度	10.6%	32年度	
	中学校2年生	10.6%		9.7%		
	高校2年生	11.6%		10.7%		

<出典>

- 1 「いわて健康データウェアハウス」県環境保健研究センター
- 2 「定期健康診断」県教育委員会、「学校保健統計調査」文部科学省

【食の安全安心を支える食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食の安全安心に関する出前講座等の実施回数	141回	過去5年間の平均	150回	32年度	過去5年間の平均を上回ることを目指します。

<出典>

- 1 県県民くらしの安全課調べ

※H21～26年度の平均。なお、H23年度は東日本大震災津波の影響により実施回数が減少したことから除く。

【食料供給県としての特性を生かした食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	地産地消促進計画を策定している市町村の数	13 市町村	26年度	25 市町村	32年度	未策定の沿岸市町村を除く全市町村での策定を目指します。

< 出典 >

- 1 県流通課調べ

【地域に根ざした食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	93.9%	26年度	100%	32年度	全ての市町村での策定を目指します。

< 出典 >

- 1 「内閣府調べ」内閣府（平成28年度から食育関係は内閣府から農林水産省に移管予定）

○参考指標一覧

番号	項目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
1	3歳児のむし歯のある者の割合	24.3%	25年度	第2章第1節
2	12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合	32.1%	26年度	第2章第1節
3	60歳代における咀嚼良好者の割合	71.6%	24年度	第2章第1節
4	食に関する指導の全体計画作成校	99.1%	26年度	第2章第1節
	小学校	94.0%	26年度	
	中学校	20.8%	26年度	
	高校			
5	肥満防止取組実施状況	98.5%	26年度	第2章第1節
	小学校	75.0%	26年度	
	中学校	48.1%	26年度	
	高校			
6	教育振興運動の実践区による食育活動数	155 実践区	26年度	第2章第1節
7	主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合 （20歳以上）	68.8%	24年度	第2章第1節
8	食塩摂取量の平均値（20歳以上）	11.8g	24年度	第2章第1節
9	毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて 食事をしている者の割合（20歳以上）	65.3%	24年度	第2章第1節
10	栄養成分表示店店舗数	126 店舗	26年度	第2章第1節
11	食の安全安心に関するリスクコミュニケーション開催回数	4回	26年度	第2章第2節
12	農林漁業体験インストラクター等の実施支援			第2章第3節
	実施件数	140件	26年度	
	参加人数	15,130人	26年度	
13	学校給食における県産食材の利用割合（食材数ベース）※1 国産食材の利用割合（食材数ベース）※2	38.5%	26年度	第2章第3節
		87.5%	26年度	
14	給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※3	42%	26年度	第2章第3節
15	食の匠認定数（累計）	246人・団体	26年度	第2章第3節
	伝承活動開催回数	33回	26年度	
16	3R推進キャラクターエコロルの普及啓発活動数	38回	26年度	第2章第3節
17	食育の取組を行っている市町村の割合	100%	26年度	第2章第4節
18	食育普及啓発キャラバン実施回数	5回	26年度	第2章第4節

※1 県内の学校をランダムに5施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査でH32の目標値は35%。

※2 県内の学校をランダムに5施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査。

※3 県内の給食施設において、2年に1回（毎月の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

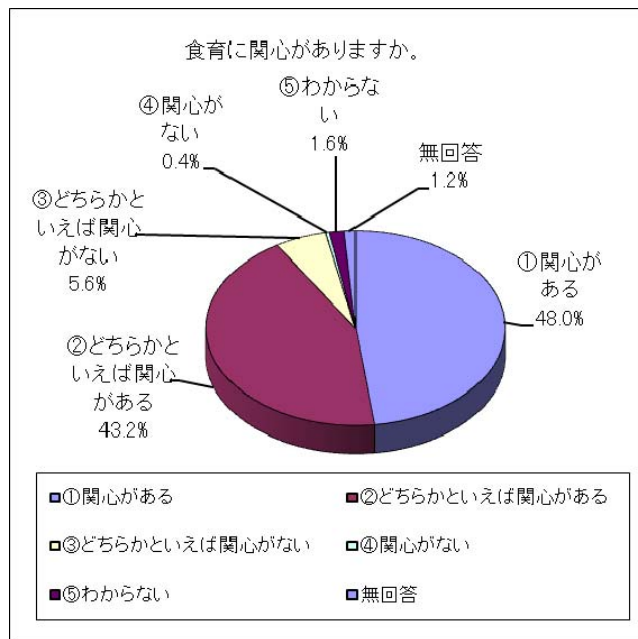
参考資料

1 食育に関するアンケート調査結果

食育に関する県民の意識を把握するため、平成26年9月に食の安全安心に関する県政モニターアンケート（希望郷いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数250名）

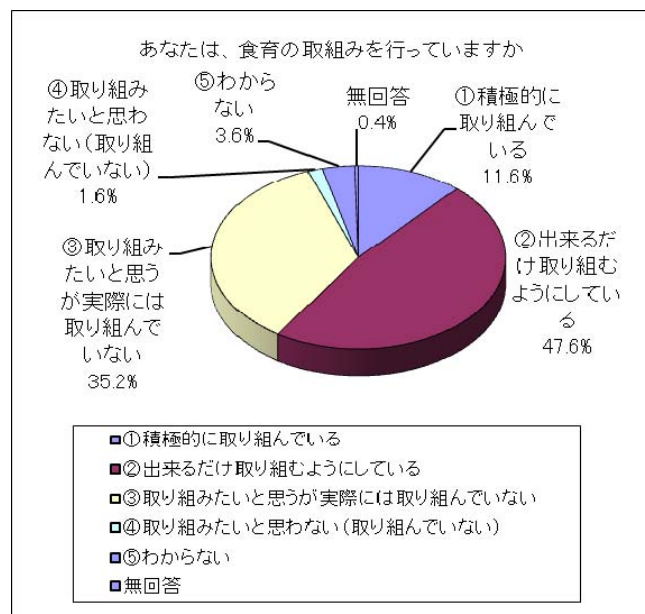
ア 食育の関心について

食育に関心がある人は全体の9割（91.2%）であり、ほとんどの人が食育に関心を持っている結果となっています。



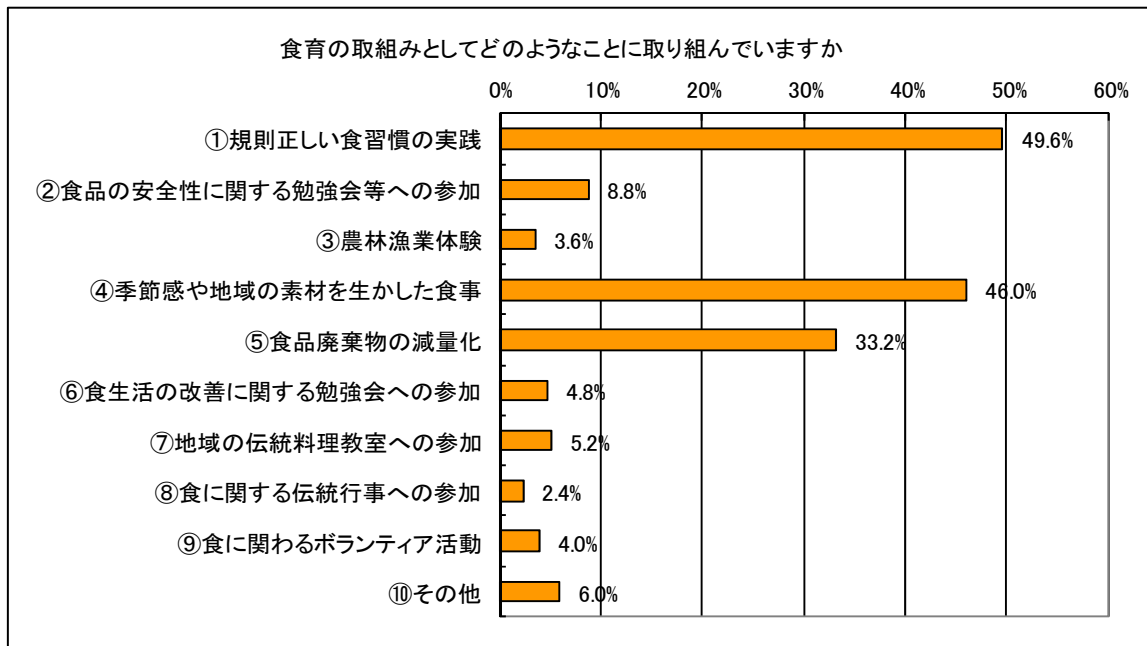
イ 食育の取組について

食育の取組を行っている人の割合は、59.2%であり、取り組みたいと思っているが実際には取り組んでいない人が3割以上（35.2%）であり、引き続き、食育の重要性について周知し、取組を促すことにより、食育の取組の更なる拡大が期待できます。



ウ 食育の取組内容について

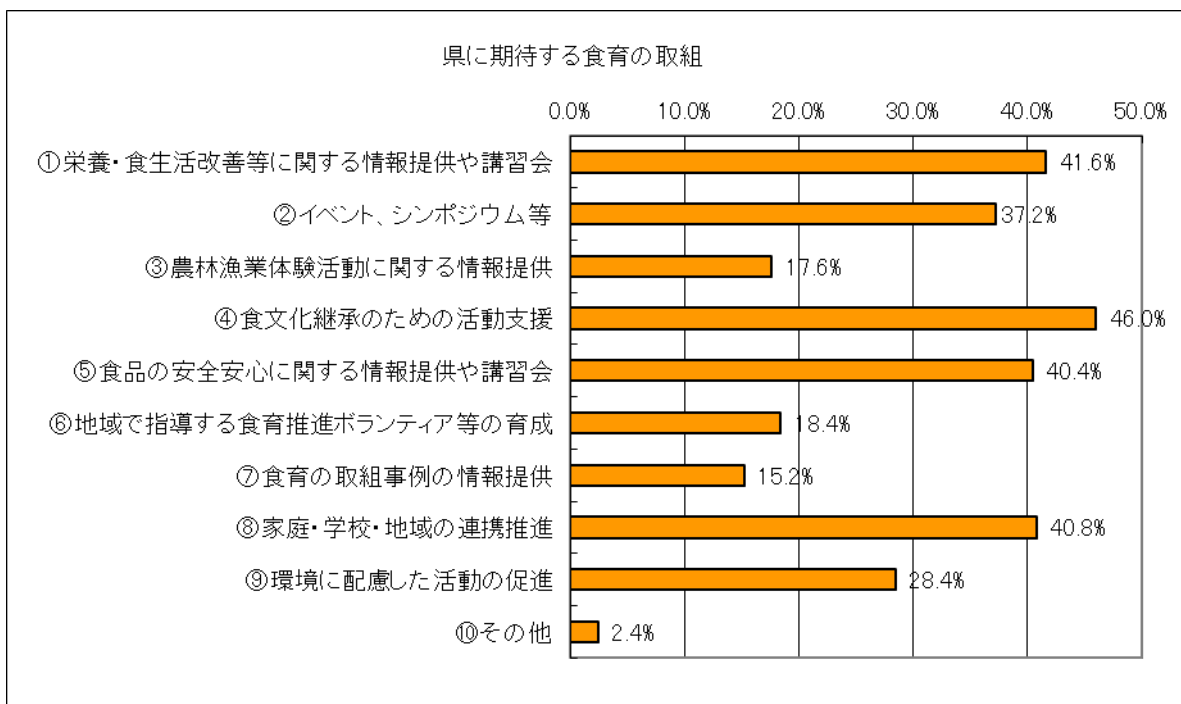
食育の取組として多く取り組まれているものは、①規則正しい食生活の実践 49.6%、④季節感や地域の食材を生かした食事 46.0%、⑤食品廃棄物の減量化 33.2%という結果になりました。



※ 「その他」の主なもの：バランスの取れた食事、本やネットで知識を習得、感謝する食事を家族で実践、県産・国産の食品を利用、家庭菜園で野菜栽培、離乳食教室の開催、等

エ 食育を進めるための県の取組について

県に期待する食育の取組として多かったものは、④食文化継承のための活動支援、①栄養・食生活改善等に関する情報提供や講習会、⑧家庭・学校・地域の連携推進、⑤食品の安全安心に関する情報提供や講習会という結果となりました。



4 岩手県食の安全安心委員会委員名簿（任期H25.11.1～H27.10.31）

分野	氏名	選出団体等
消費者を代表する者	梶田 佐知子	岩手県地域婦人団体協議会 事務局長（任期 H26.10.10～）
	金子 成子	岩手県消費者団体連絡協議会（いわて生活協同組合 常務理事）
	佐藤 康子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 理事
	高橋 義明	公募委員
	沼田 聡	岩手県生活協同組合連合会（岩手県学校生活協同組合 管理部長）
	松岡 千賀子	一般消費者
	秋元 光浩	㈱九戸村ふるさと振興公社 施設長
食品関連事業者を代表する者	大石 祥子	岩手県学校栄養士協議会 会長
	小川 清弘	丸モ盛岡中央青果㈱ 専務取締役
	菊池 清	㈱岩手畜産流通センター 専務取締役
	後藤 均	岩手県漁業協同組合連合会 専務理事
	高橋 憲雄	（一社）岩手県食品衛生協会 専務理事兼事務局長
	田村 清記	岩手県外食産業協議会 副会長
	千葉 丈	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農対策部長
学識経験者	板井 一好	盛岡大学 栄養科学部 教授
	鎌田 洋一	岩手大学 農学部 教授
	志田 澄子	㈱岩手日報社 報道部 次長
	菅原 悦子	岩手大学 理事兼副学長
	村元 美代	盛岡大学 栄養科学部 教授

岩手県食の安全安心委員会委員名簿（任期H27.11.1～H29.10.31）

分 野	氏 名	選出団体等
消費者を代表する者	磯田 朋子	岩手県消費者団体連絡協議会 事務局長
	田口 和子	岩手県社会福祉協議会・保育協議会（不動保育園 園長）
	佐藤 康子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 理事
	高橋 義明	公募委員
	藤原 真帆	岩手県生活協同組合連合会（いわて生活協同組合 常務理事）
	松岡 千賀子	一般消費者
	秋元 光浩	㈱九戸村ふるさと振興公社 施設長
食品関連事業者を代表する者	大石 祥子	岩手県学校栄養士協議会 会長
	小川 清弘	丸モ盛岡中央青果(株) 代表取締役専務
	菊池 清	㈱岩手畜産流通センター 専務取締役
	後藤 均	岩手県漁業協同組合連合会 専務理事
	高橋 憲雄	(一社)岩手県食品衛生協会 専務理事兼事務局長
	田村 清記	岩手県外食産業協議会 副会長
	千葉 丈	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農対策部長
学識経験者	板井 一好	盛岡大学 栄養科学部 教授
	鎌田 洋一	岩手大学 農学部 教授
	菅原 悦子	岩手大学 理事兼副学長
	菅原 仁	㈱岩手日報社 編集局学芸部 専任部長
	村元 美代	盛岡大学 栄養科学部 教授